

令和6年2月21日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

特定行為に係る看護師の研修制度の推進に係るリーフレットの周知のお願い

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、日本医師会より、標記について周知依頼がございました。

本通知は、在宅領域における特定行為研修の推進を図ることを目的に、全国訪問看護事業協会がリーフレットを作成したことをお知らせするものです。

在宅医療において、医師が作成した手順書の下で看護師が特定行為を行うことは、患者さんへのタイムリーな処置等の実施や医師の業務負担の軽減につながることから、本会としましても、在宅医療に関する様々な課題の対応策の一つとして、本制度の活用が有効であると考えております。

については、特定行為研修制度へのご理解をお願いするとともに、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、リーフレットは、全国訪問看護事業協会のホームページにも掲載されており、日医ニュース4月5日号に同封される予定です。

<全国訪問看護事業協会>

特定行為研修制度リーフレット「訪問看護 de 特定行為」

<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/leaflet/>

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737